

平成28年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づき、南丹市健康増進・食育推進計画を策定するため、南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 南丹市健康増進・食育推進計画の策定(以下「計画策定」という。)に関すること
- (2) その他計画策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 市内の各種団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、計画策定に必要な資料の収集、調査その他の研究を行うため、南丹市健康増進・食育推進計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

- 2 ワーキングチームの組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の制定後最初に行われる会議の招集は市長が行う。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。